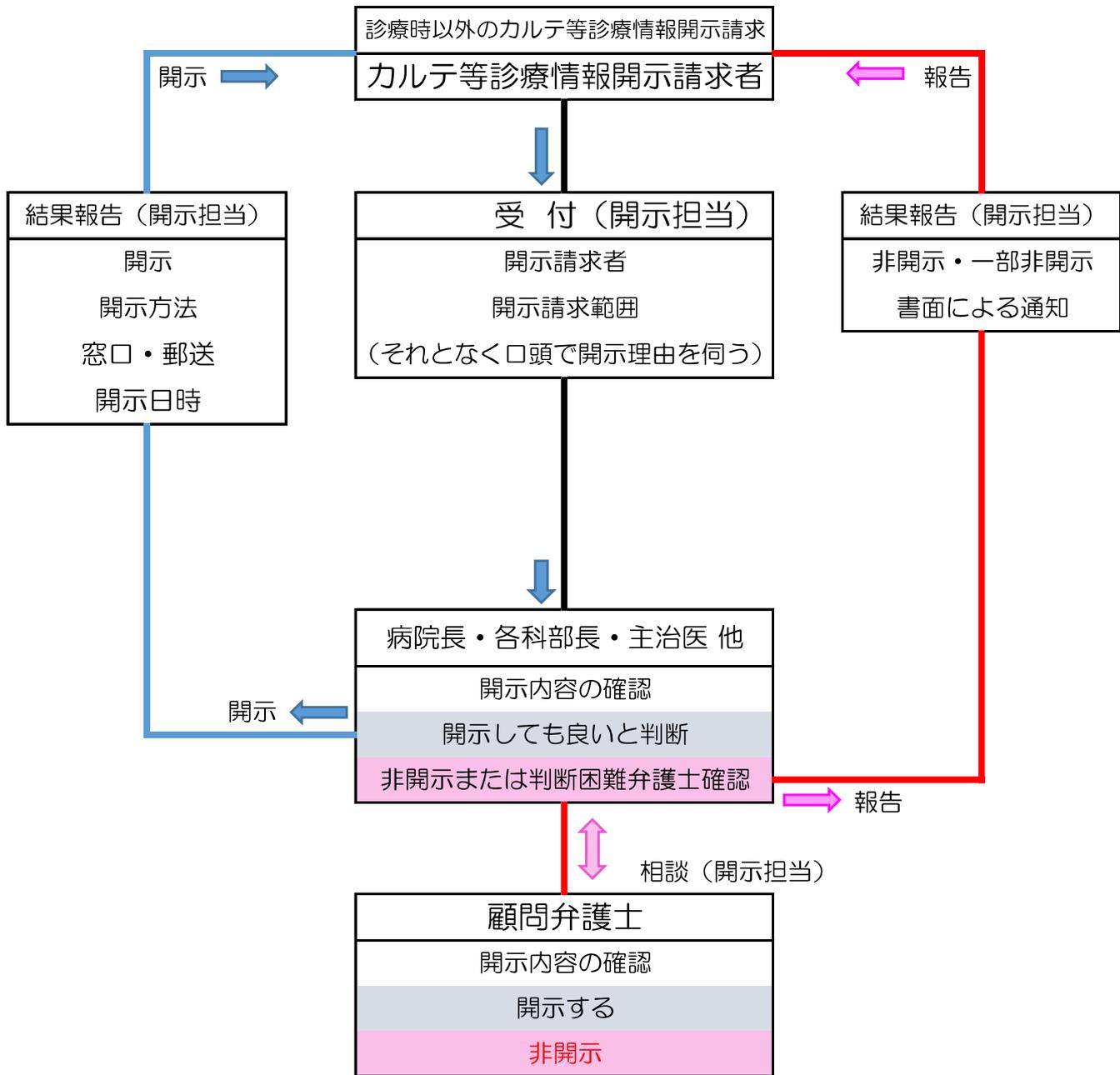


# カルテ等診療情報開示フローチャート



## 原則開示する

※開示をお断りする場合

- ①患者本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合
- ④その他診療情報の提供、診療記録などの開示を不相当とする相当な理由あるとき
  - ・診療記録などの開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあると思われる場合
  - ・診療情報の提供が、第三者の利害に密接に関係すると判断されるとき

2020年4月1日

診療録管理室